

議案第13号

鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について

鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出します。

平成28年3月19日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

◇鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

教育職員免許法施行規則等の一部が改正され、免許状更新講習の内容が見直されることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則案の概要

- (1) 有効期間更新申請書その他の様式を改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(有効期間の更新の申請)</p> <p>第3条 免許法第9条の2第1項の規定による普通免許状又は特別免許状（以下「免許状」という。）の有効期間の更新を受けようとする者は、<u>様式第1号</u>による申請書に次に掲げる書類を添えて鳥取県教育委員会（以下「免許管理者」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">略</div> <p style="text-align: right;">有効期間更新申請書（免許状更新講習の修了によるもの）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県教育委員会 様</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">略</div> <p>私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、有効期間の更新を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">略</div>	<p>(有効期間の更新の申請)</p> <p>第3条 免許法第9条の2第1項の規定による普通免許状又は特別免許状（以下「免許状」という。）の有効期間の更新を受けようとする者は、<u>申請書に様式第1号</u>による次に掲げる書類を添えて鳥取県教育委員会（以下「免許管理者」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">略</div> <p style="text-align: right;">有効期間更新申請書（免許状更新講習の修了によるもの）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県教育委員会 様</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">略</div> <p>私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、有効期間の更新を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 <u>有する免許状</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">略</div> <p>2 <u>修了又は履修した免許状更新講習</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事項</th> <th style="width: 20%;">開設者</th> <th style="width: 20%;">修了（履修）年月日</th> <th style="width: 30%;">対象免許種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教職に就いての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>教科指導・生徒指導その他の教育の充実に関す</td> <td></td> <td></td> <td>教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄</td> </tr> </tbody> </table>	事項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種	教職に就いての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項			/	教科指導・生徒指導その他の教育の充実に関す			教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄
事項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種										
教職に就いての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項			/										
教科指導・生徒指導その他の教育の充実に関す			教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄										

様式第4号(第12条関係)

略

更新講習修了確認申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

略

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定に基づき、更新講習修了確認を受けることを申請します。

記

略

る事項

備考 「対象免許種」には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)に対応する講習であれば、「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入(複数に○印を記載することも可能)。

様式第4号(第12条関係)

略

更新講習修了確認申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

略

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定に基づき、更新講習修了確認を受けることを申請します。

記

1 有する免許状

略

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職に就いての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項			/
教科指導・生徒指導その他の教育の充実に関する事項			教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考 「対象免許種」には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)に対応する講習であれば、「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入(複数に○印を記載することも可能)。

様式第5号（第13条関係）

略

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を  
改正する法律（平成19年法律第98条）附則第2  
条第3項第3号の確認申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

略

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定に基づき、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98条）附則第2条第3項第3号に規定する確認を受けることを申請します。

記

略

様式第5号（第13条関係）

略

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を  
改正する法律（平成19年法律第98条）附則第2  
条第3項第3号の確認申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

略

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定に基づき、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98条）附則第2条第3項第3号に規定する確認を受けることを申請します。

記

1 有する免許状

略

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了（履修）年月日
教職に就いての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		
教科指導・生徒指導その他の教育の充実に関する事項		

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

# 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等

## 【概要】

以下の3点に関連して、教育職員免許法施行規則等を改正する。

- 「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」における提言内容を踏まえた改正
- 免許状更新講習の改善に関する改正
- 幼保連携型認定こども園制度開始に伴う改正

### 1. 「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」を踏まえた改正

「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」（平成25年10月15日 教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議）における提言を踏まえ、以下の2点について改正を行う。

#### (1) 教職課程における情報の公表

教職課程を有する大学が、教員の養成に係る教育の質の向上や社会に対する説明責任を果たすため、教員養成に関する情報について、公表を義務付ける。

＜公表が必要な情報＞

教員養成の目標、教員養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績、教員養成に係る授業科目、卒業者の教員免許状取得の状況、卒業者の教員への就職状況 等

#### (2) 教職課程のグローバル化対応

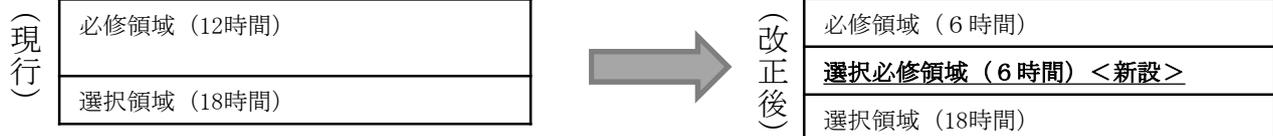
教職課程を有する大学に入学した者が、当該大学に入学する前に外国の大学において修得した単位を、免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができることを法令上明らかにする。

### 2. 免許状更新講習の改善に関する改正

「教員免許更新制度の改善について」（平成26年3月18日 教員免許更新制度の改善に係る検討会議）における提言を踏まえ、以下のとおり免許状更新講習の枠組み及び内容について改正を行う。

#### (1) 選択必修領域の導入について

これまで必修領域（12時間）及び選択領域（18時間）だった枠組みを、必修領域（6時間）、選択必修領域（6時間）及び選択領域（18時間）とし、現下の教育課題を適切に選択して学べるようにする。



#### (2) 各領域の内容の見直しについて

必修領域について、全受講者が共通に受講すべき内容を精選するとともに、選択必修領域について、受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講するものとして内容を構成する。

必修領域（改正後）：

国の教育政策や世界の教育の動向、教員としての子ども観、教育観等についての省察、子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。）、子どもの生活の変化を踏まえた課題

選択必修領域（改正後）：

学校を巡る近年の状況の変化、学習指導要領の改訂の動向等、法令改正及び国の審議会の状況等、様々な問題に対する組織的対応の必要性、学校における危機管理上の課題、教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む。）、進路指導及びキャリア教育、学校、家庭並びに地域の連携及び協働、道徳教育、英語教育、国際理解及び異文化理解教育、教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）、その他文部科学大臣が必要と認める内容

### 3. 幼保連携型認定こども園制度開始に伴う改正

新たな「幼保連携型認定こども園」の創設に伴い、その職員である「保育教諭等」については「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則となることに対応し、必要な規定の整備を行う。

- (1) 幼稚園に関する規定において、「幼保連携型認定こども園」を加える。
- (2) (幼稚園の)「主幹教諭」及び「指導教諭」等に関する規定において、(幼保連携型認定こども園の)「主幹保育教諭」及び「指導保育教諭」等を加える。
- (3) (幼稚園を設置する)「学校法人」に関する規定において、(幼保連携型認定こども園を設置する)「社会福祉法人」を加える。 等

### 4. 施行日

- (1) 1. については、平成27年4月1日
- (2) 2. については、平成28年4月1日
- (3) 3. については、子ども・子育て支援法の施行の日